



島根県報

平成18年 7 月 7 日 (金)
第 1,792 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

平成18年度第 2 次自衛官募集	(消 防 防 災 課)	1
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(障 害 者 福 祉 課)	2
ヨーネ病の発生	(農 畜 産 振 興 課)	4
土地改良区の役員の就任及び退任 (2 件)	(農 村 整 備 課)	4
県単、県営治山事業実施要綱の一部改正	(森 林 整 備 課)	5
建設産業新分野進出促進事業補助金交付要綱	(土 木 総 務 課)	6
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	20
道路の供用開始	(道 路 維 持 課)	20

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧 (3 件)	(環 境 生 活 総 務 課)	20
--------------------------------------	-----------------	----

特定調達公告

財務会計システム等のシステム変更等に関する業務委託に係る随意契約の相手方等	(会 計 課)	22
島根県立古代出雲歴史博物館映像・音響機器購入に係る一般競争入札の実施	(文 化 財 課)	23

教委公告

島根県立古代出雲歴史博物館オフィス環境機器購入に係る一般競争入札の実施	(文 化 財 課)	25
-------------------------------------	-----------	----

人委告示

平成18年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び職員 (資格免許職) 採用試験の実施		26
平成18年度島根県職員 (経験者 (看護師)) 採用試験の実施		30
平成18年度島根県及び警視庁警察官採用高校卒業程度共同試験の実施		32

雑 報

平成18年度行政書士試験の実施	(総 務 課)	35
平成18年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施	(消 防 防 災 課)	37
平成18年度液化石油ガス設備士試験の実施	(")	38

告

示

島根県告示第735号

自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第114条及び第117条第 1 項並びに第118条の規定に基づき、平成18年度第 2 次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成18年 7 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 採用する自衛官

- 男性のみ 2等海士、2等空士 若干名
- 2 募集期間
平成18年7月7日(金)から平成18年8月31日(木)まで
- 3 試験期日
平成18年9月9日(土)
- 4 試験場の位置及び名称
出雲市松寄下町1142の1(電話0853(21)1045)
陸上自衛隊出雲駐屯地
- 5 採用予定日
平成18年10月
- 6 その他
 - (1) 応募資格
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の男性
 - (2) 試験科目
ア 筆記試験(国語・数学・社会・作文)
イ 口述試験
ウ 適性検査
エ 身体検査
 - (3) この試験に関する問合せは、自衛隊島根地方連絡部(松江市学園1丁目1-14 電話0852(21)0015)に連絡すること。

島根県告示第736号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成18年7月7日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 ウェルネス湖北	居宅介護	株式会社ウェルネス湖北 介護センター松江	松江市黒田町454-1	平成18年 4月1日
医療法人社団 清和会	居宅介護	スマイル・ヘルパーステー ション	浜田市港町293-2	平成18年 4月1日
特定非営利活動法人 こだ ま	児童デイサー ビス	児童デイサービスセンター こだま	松江市西嫁島1-1-16	平成18年 4月1日
社会福祉法人 四ツ葉福祉 会	短期入所	身体障害者授産施設 授産 センターよつば	松江市打出町43	平成18年 4月1日
社会福祉法人 浜田市社会 福祉協議会	短期入所	さんあい障害者ショートス テイ	浜田市金城町下来原1541-20	平成18年 4月1日
社会福祉法人 西ノ島福祉 会	短期入所	和光苑短期入所生活介護事 業所	隠岐郡西ノ島町大字宇賀697	平成18年 4月1日

社会福祉法人 いわみ福祉会	短期入所	こくぶ学園	浜田市上府町イ2589	平成18年 4月1日
社会福祉法人 親和会	短期入所	知的障害児施設 さざなみ学園	出雲市神西沖町2534 - 2	平成18年 4月1日
社会福祉法人 若草福祉会	共同生活援助	はまなす	出雲市島村町523	平成18年 4月1日
社会福祉法人 四ツ葉福祉会	共同生活援助	たんぼぼ第2南口	松江市朝日町452	平成18年 4月1日
社会福祉法人 親和会	共同生活援助	なのはな	出雲市西神西町496 - 1	平成18年 4月1日
社会福祉法人 千鳥福祉会	共同生活援助	はな・花	松江市西川津町682	平成18年 4月1日
社会福祉法人 若幸会	共同生活援助	ワコウハウス	八束郡東出雲町下意東2383 - 4	平成18年 4月1日
社会福祉法人 山陰家庭学院	共同生活援助	しずか	松江市西川津町742 - 6	平成18年 4月1日
社会福祉法人 仁寿会	共同生活援助	ヴィラ佐中	雲南市掛合町掛合2217 - 3	平成18年 4月1日
社会福祉法人 わかば	共同生活援助	スマイル	隠岐郡隠岐の島町西町吉田3 - 9 - 5	平成18年 4月1日
特定非営利活動法人 だんだん	共同生活援助	あまの里	隠岐郡海士町大字海士2808 - 2	平成18年 4月1日
株式会社 ウェルネス湖北	外出介護	株式会社ウェルネス湖北介護センター松江	松江市黒田町454 - 1	平成18年 4月1日
社会福祉法人 斐川町社会福祉協議会	障害者デイサービス	斐川あしたの丘	簸川郡斐川町大字直江町3909 - 1	平成18年 4月1日
有限会社 ホットケアセンター	居宅介護	介護屋さん ほっと	浜田市朝日町1518 グランディ朝日	平成18年 4月28日
有限会社 ホットケアセンター	行動援護	介護屋さん ほっと	浜田市朝日町1518 グランディ朝日	平成18年 4月28日
有限会社 ホットケアセンター	外出介護	介護屋さん ほっと	浜田市朝日町1518 グランディ朝日	平成18年 4月28日
雲南農業協同組合	居宅介護	J A 雲南すずらん福祉センター	雲南市木次町里方1088 - 6	平成18年 4月28日
株式会社 祥福	居宅介護	有福ホームヘルパーステーション	江津市有福温泉町546	平成18年 5月31日
株式会社 祥福	行動援護	有福ホームヘルパーステーション	江津市有福温泉町546	平成18年 5月31日
株式会社 祥福	外出介護	有福ホームヘルパーステーション	江津市有福温泉町546	平成18年 5月31日
社会福祉法人 梅寿会	短期入所	ラポール宝生苑	益田市久城町531	平成18年 5月31日

島根県告示第737号

ヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成18年7月7日

島根県知事 澄 田 信 義

家畜伝染病の種類	家畜の種類	生年月日	発生頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日	その他参考となるべき事項
ヨーネ病 (患畜)	牛	平成14年 11月19日	1頭	安来市	平成18年 6月23日	ホルスタイン

島根県告示第738号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年7月7日

島根県知事 澄 田 信 義

鹿足郡日原町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 林 昭三 鹿足郡津和野町青原785番地 1
- 西村 賢 鹿足郡津和野町富田二260番地
- 大庭 恵 鹿足郡津和野町柳村63番地
- 石川 栄二 鹿足郡津和野町池村795番地
- 岡本 謹一 鹿足郡津和野町池村1770番地 5
- 森本 修一 鹿足郡津和野町枕瀬462番地 5
- 益成 一 鹿足郡津和野町瀧元1708番地
- 山田 幸伸 鹿足郡津和野町須川86番地
- 中谷 文一 鹿足郡津和野町相撲ヶ原1056番地 1
- 内藤 義光 鹿足郡津和野町左鑑762番地 2
- 村上 淳 鹿足郡津和野町左鑑66番地

2 就任年月日

平成18年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 林 昭三 鹿足郡津和野町青原785番地 1
- 西村 賢 鹿足郡津和野町富田二260番地
- 大庭 恵 鹿足郡津和野町柳村63番地
- 沖野 登宣 鹿足郡津和野町河村1033番地
- 水津 俊雄 鹿足郡津和野町池村1118番地
- 森本 修一 鹿足郡津和野町枕瀬462番地 5

桑原 俊輔 鹿足郡津和野町瀧元1407番地
山田 幸伸 鹿足郡津和野町須川86番地
中谷 文一 鹿足郡津和野町相撲ヶ原1056番地 1
内藤 義光 鹿足郡津和野町左鑑762番地 2
村上 淳 鹿足郡津和野町左鑑66番地

島根県告示第739号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 7 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

鹿足郡津和野町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

中田 勝昭 鹿足郡津和野町中川77番地
廣中 豊 鹿足郡津和野町山下208番地 3
渡邊 重利 鹿足郡津和野町部栄93番地 2
村田 性士 鹿足郡津和野町名賀901番地
卯木 實 鹿足郡津和野町中座イ684番地
上杉 誠 鹿足郡津和野町耕田1171番地

2 就任年月日

平成18年 5 月 1 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

中田 勝昭 鹿足郡津和野町中川77番地
廣中 豊 鹿足郡津和野町山下208番地 3
渡邊 重利 鹿足郡津和野町部栄93番地 2
村田 性士 鹿足郡津和野町名賀901番地
卯木 實 鹿足郡津和野町中座イ684番地
上杉 誠 鹿足郡津和野町耕田1171番地

島根県告示第740号

県単、県営治山事業実施要綱（昭和36年島根県告示第553号）の一部を次のように改正する。

平成18年 7 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条中「採択基準」の次に「（以下「採択基準」という。）」を加える。

第 3 条第 1 項中「県単、治山事業」を「県単治山事業」に改め、同条第 3 項中「前項」を「前項の」に、「様式第 2 号」を「様式第 2 号」に改める。

第 8 条中「の承認をえなければ」を「に協議書を提出し、その承認を得なければ」に改める。

第 9 条中「うけた」を「受けた」に改める。

第10条中「第 3 条の」の次に「規定による」を加え、「前条の報告書」を「第 8 条の協議書」に改め、同条に次の 1 項

を加える。

2 前条の規定による報告書は、所轄の支庁又は県土整備事務所の長を経由しなければならない。

別表中「300万円」を「400万円」に、「60万円」を「120万円」に改める。

様式第2号中「毛上物」を「立木等」に改める。

附 則

この告示は、平成18年7月7日から施行する。

島根県告示第741号

建設産業新分野進出促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成18年7月7日

島根県知事 澄 田 信 義

建設産業新分野進出促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 建設産業新分野進出促進事業補助金(以下「補助金」という。)については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設業者 次に掲げる要件のすべてを満たす者

ア 島根県建設工事請負契約競争入札参加資格を有すること。

イ 県内に主たる営業所を有すること。

ウ 直近の決算における完成工事高が10億円未満であること。

(2) 新分野進出事業 次に掲げる要件をすべて満たすもの

ア 日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に掲げる大分類E建設業以外の分類に進出するものであること。

イ 当該事業に常時従事する者が1名以上いること。

(目的)

第3条 県は、建設業者が建設産業以外の新分野に進出することを促進し、もって地域経済の健全な発展に資することを目的として、建設業者が行う新分野進出事業の開始に向けた準備活動に必要な別表に掲げる経費のうち知事が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業計画の認定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、建設産業新分野進出促進事業補助金実施計画認定申請書(様式第1号)を知事に提出し、事業の認定を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、認定を決定するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 前項の認定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が規則第4条の規定により提出する申請書は、建設産業新分野進出促進事業補助金交付申請書(様式第2号)とする。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助事業の変更等の承認申請)

第6条 補助事業者は、規則第9条の規定により知事の承認を受けようとするときは、建設産業新分野進出促進事業補助

金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する実績報告書は、建設産業新分野進出促進事業補助金実績報告書(様式第4号)とする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を当該助成事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を決定した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 知事は、第3条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、建設産業新分野進出促進事業補助金概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、補助事業の完了後5年間、建設産業新分野進出促進事業補助金取得財産等管理台帳(様式第6号)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、規則第13条第1項の承認を受けようとするときは、建設産業新分野進出促進事業補助金取得財産処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項第4号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

4 補助事業者は、財産(規則第13条第1項に規定するものに限る。)を処分したことにより収入があったときは、知事が別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、建設産業新分野進出促進事業補助金に係る消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告しなければならない。

(書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿その他知事が別に定める書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(実施結果の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に本補助事業に係る事業の状況について、建設産業新分野進出促進事業補助金事業状況報告書(様式第9号)により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

(雑則)

第13条 この告示に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年7月7日から施行する。

別表(第3条関係)

経費区分	内 容	助 成 率 等
建物及び構築物の購入費等	建物又は構築物の購入、建造、改良、据付、借用又は修繕に要する経費	補助対象経費の3分の1以内 (補助額は、1件当たり100万円以上400万円以内とする。)
機械装置の購入費等	機械装置の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費	
車両、工具、備品等の購入費等	車両、工具、備品等の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費	
原材料費	試作品等の製造に係る原材料等の購入に要する経費	
外注加工費	試作品等の製造に係る外注加工に要する経費	
広告宣伝費	新事業の広告宣伝に要する経費	
委託費	検査、分析、調査等の外部委託に要する経費	
講師及び指導員の受入費	技術指導等の受入れに要する経費	
その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費	

(注) いずれも既存事業部分と経理上明確に区分されているものに限る。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
 申請者 名 称
 氏 名 ㊟
 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

建設産業新分野進出促進事業補助金実施計画認定申請書

事業の認定を受けたいので、建設産業新分野進出促進事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 事業実施期間 開始 年 月 日
 完了 (見込み) 年 月 日

3 事業目的

4 事業の概要

5 収支計画

(1) 収入 (単位 : 円)

区 分	金 額	調 達 先 等
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他		
合 計		

(2) 支出 (単位 : 円)

区 分	金 額	補助対象額	内 容
合 計			

備考 知事が別に定める事業実施計画書、資金計画書、雇用計画書等を添付すること。

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
 申請者 名 称
 氏 名 印
 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

年度建設産業新分野進出促進事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、建設産業新分野進出促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業に要する経費等

- (1) 補助事業に要する経費 円
- (2) 補助対象経費 円
- (3) 補助金交付申請額 円
- 補助金所要額(A) 円
- 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(B) 円
- 補助金交付申請額(A) - (B) 円

2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分等
別紙のとおり

3 補助事業完了予定期日 年 月 日

別紙

年度補助事業計画書

1 事業内容等

補助事業者名	
事務担当者	役職 氏名 電話番号
事業名	
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業内容	

2 収支計画

(単位 : 円)

収入区分	金額	調達先	備考
自己資金			
借入金			
補助金			
その他			
調達合計(ア)			
支出区分	金額	内 訳	使途 (具体的に)
土地			
建物及び構築物の購入費等			
機械装置の購入費等			
車両、工具、備品等の購入費等			
原材料費			
外注加工費			
広告宣伝費			
委託費			
人件費			
講師及び指導員受入費			
その他の経費			
支出合計(イ)			
補助対象経費合計		円	

(注) 調達合計(ア)と支出合計(イ)は一致させること。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者 名 称
氏 名 ⑩
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

年度建設産業新分野進出促進事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があつた事業につき、その内容を下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、建設産業新分野進出促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 事業名
- 2 変更(中止・廃止)の理由及び内容

区分	変 更 前	変 更 後

(注) この表は、事業費又は支出内容に変更がある場合に記入すること。

様式第 4 号 (第 7 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者 名 称
氏 名 ⑩
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

年度建設産業新分野進出促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があつた事業を 年 月 日付けで完了しましたので、建設産業新分野進出促進事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 事業内容等
別紙のとおり

2 補助金額
補助金所要額(A) 円
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(B) 円
補助金額 (A - (B)) 円

別紙

年度補助事業実績報告書

1 事業内容等

補助事業者名	
事務担当者	役職 氏名 電話番号
事業名	
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業内容	
新事業の常時雇用者名	

2 収支決算

(単位：円)

収 入 区 分	金 額	調 達 先	備 考
自己資金			
借入金			
補助金			
その他			
調達合計(ア)			
支 出 区 分	金 額	内 訳	使 途 (具 体 的 に)
土地			
建物及び構築物の購入費等			
機械装置の購入費等			
車両、工具、備品等の購入費等			
原材料費			
外注加工費			
広告宣伝費			
委託費			
人件費			
講師及び指導員受入費			
その他の経費			
支出合計(イ)			
補助対象経費合計		円	

(注) 調達合計(ア)と支出合計(イ)は一致させること。

3 添付書類 新事業の常時雇用者の健康保険証の写し

様式第 5 号 (第 8 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
 申請者 名 称
 氏 名 印
 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

年度建設産業新分野進出促進事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあつた事業につき、建設産業新分野進出促進事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 事 業 名
- 2 交付決定額 円
- 3 既 支 払 額 円
- 4 今回請求額 円
- 5 残 額 円

様式第6号(第9条関係)

年度建設産業新分野進出促進事業補助金取得財産等管理台帳

(単位:円)

財 産 名	区 分						
	規 格	数 量	単 価	金 額	取得年月日	保管場所	備 考

備考

- 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が建設産業新分野進出促進事業補助金交付要綱第9条第3項の規定による財産処分制限価格以上の財産とする。
- 2 数量は、同一規格であれば一括して記載することができる。ただし、単価が異なる場合には区分して記載すること。

様式第 7 号 (第 9 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者 名 称
氏 名 ⑩
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

年度建設産業新分野進出促進事業補助金取得財産処分承認申請書

年度建設産業新分野進出促進事業補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、建設産業新分野進出促進事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 取得資産の品目及び取得年月日
- 2 取得価額及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
報告者 名 称
氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

年度建設産業新分野進出促進事業補助金に係る消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定の通知があつた上記の補助事業の消費税額及び地方消費税額の確定について、建設産業新分野進出促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額
金 円

- 2 実績報告時に減額した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(A)
金 円

- 3 消費税額の申告により確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(B)
金 円

- 4 補助金返還相当額 (B) - (A)
金 円

備考 積算の内訳が分かる資料を添付すること。

様式第 9 号 (第12条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
 報告者 名 称
 氏 名 ㊟
 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

年度建設産業新分野進出促進事業補助金事業状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業に関し、年度の事業状況について、建設産業新分野進出促進事業補助金交付要綱第12条第 1 項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 経営状況 会計年度(第 期 年 月 日 ~ 年 月 日) (単位 : 円)

補助事業名	補助事業売上高	売上原価	販売費及び一般管理費	営業利益

2 雇用状況 (会計年度末時点の従事者数) (単位 : 人)

既存事業	常勤役員	
	常勤従業員	
	臨時職員	
	合 計	
新分野進出事業	既存事業からの移動常勤職員	
	新事業での新規雇用常勤職員	
	臨時職員	
	合 計	

島根県告示第742号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年7月7日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
松江市	平成16年度～18年度	22枚	1冊	西尾	平成18年6月28日
松江市	平成16年度～18年度	13枚	1冊	西尾	平成18年6月28日
益田市	平成15年度～18年度	52枚	1冊	江田 - 3	平成18年6月28日

島根県告示第743号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年7月7日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	本庄福富松江線	松江市大海崎町468番1地先から同町10番1地先まで	メートル 1,200.00	平成18年 7月8日	松江県土整備事務所	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月7日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成18年6月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 いずも朱鷺21
- 3 代表者の氏名
松田健一
- 4 主たる事務所の所在地
島根県出雲市西新町一丁目2453番地4
- 5 定款に記載された目的
この法人は、環境省が佐渡トキ保護センターで飼育されているトキを日本国内で分散飼育の方針が出されたのを機会

に、中国で一級保護野生動物とされて絶滅の危機とされていたトキを最近急速に整備されている西出雲周辺の自然環境の中で飼育することにより、動植物資源の保護や生態バランスの研究勉強会を通じて経済文化の発展に係る活動を行うとともに、地域住民・地方自治体・環境関連団体等と連携して他地区からの交流人口の増加による地域振興、特に観光振興を中心に、子どもたちの健全育成、福祉増進等に関する事業を行い、トキを通じて、地域への経済波及効果を高め、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎 2 階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する第10条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年 7 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年 6 月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ボランティアネットたき

3 代表者の氏名

石飛エミ子

4 主たる事務所の所在地

島根県出雲市多伎町小田86番地 3

5 定款に記載された目的

この法人は、多伎町内に澄む高齢者、障害のある方への介護予防事業等を中心に、給配食サービス、福祉施設入所者等との交流事業、子育て支援事業及び町内の環境美化活動等を行い『手をつなぎ、くらしの安全と幸せを願って』をテーマとしてボランティア活動の推進を図り、地域のネットワークを形成することにより、町内に住む人々を対象に住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎 2 階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条

第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月7日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 たきフィンランド協会

3 代表者の氏名

石飛 正

4 主たる事務所の所在地

島根県出雲市多伎町小田86番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、生活・文化・スポーツ・教育・経済等の交流を通じて、出雲市民並びに会員とフィンランド共和国国民との相互理解を深め、友好・親善関係を推進することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎2階）

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成18年7月7日

島根県知事 澄 田 信 義

1 役務の名称及び数量

財務会計システム等のシステム変更等業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県出納部会計課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成18年6月23日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社島根支店 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

42,336,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達

手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 6 条の規定により公告する。

平成18年 7 月 7 日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

島根県立古代出雲歴史博物館映像・音響機器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年12月28日（木）

(4) 納入場所

島根県出雲市大社町杵築東99番地 4 島根県立古代出雲歴史博物館

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定に基づき、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」又は大分類「機械器具類」中分類「電気通信機器」の入札参加資格を認定され、A 等級に格付けされた者であること。

(3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(5) 島根県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 過去 5 年間に当調達物件と同種、同等の映像・音響システムを構築した経験を持つ者であること。

(7) 島根県立古代出雲歴史博物館映像・音響機器に係る物件（以下「調達物件」という。）の提案をした者であって、当該提案について要求仕様を満たすものであると島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を受けたものであること。

3 入札手続等

(1) 調達物件に係る提案手続

入札の参加を希望する者は、調達物件の提案を記載した書類（以下「調達物件提案書」という。）を提出しなければならない。

なお、調達物件提案書に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期間

平成18年 8 月11日から平成18年 8 月21日まで

イ 提出時間

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで（郵送による場合は平成18年 8 月21日午後 4 時までに到着

していること。)

ウ 提出場所及び提出方法

下記(2)に掲げる場所へ、持参又は郵送により提出するものとする。

(2) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 0887 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁文化財課古代文化センター
電話 0852 - 22 - 6725 ファクシミリ 0852 - 22 - 6728

(3) 入札説明書の交付方法

平成18年7月7日から平成18年7月18日までの間、上記(2)の場所において交付する。

なお、入札説明書は下記の場所でも交付する。

〒699 - 0701 島根県出雲市大社町杵築東99番地4 島根県立古代出雲歴史博物館
電話 0853 - 53 - 8600 ファクシミリ 0853 - 53 - 5350

(4) 入札書の受領期限及び場所

ア 期限 平成18年8月30日(水)午前11時(郵便又は信書便による入札にあっては、午前9時30分までに到着していること。)

イ 場所 上記(2)に掲げる場所とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年8月30日(水)午前11時

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁文化財課古代文化センター2階会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札書の提出時に納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

調達物件提案書により本公告に示した調達内容を履行できると教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

A complete set of audio and visual equipments for Shimane Museum of Ancient Izumo

(2) Desired Date of Delivery: 28th December, 2006

(3) Place of Delivery: Shimane Museum of Ancient Izumo, Shimane Prefecture

- (4) Deadline of Tender:11:00 a.m. 30th August, 2006
- (5) Please tender all information to: Center for Ancient Culture, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefectural
- 1 Tonomachi, Matsue-shi Shimane-ken, 690-0887 Japan
- Phone number +81-852-22-6725 Fax number 852-22-6728

教 育 委 員 会 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成18年7月7日

島根県教育委員会教育長 藤原義光

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
島根県立古代出雲歴史博物館オフィス環境機器 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成18年8月29日（火）
- (4) 納入場所
島根県出雲市大社町杵築東99番地4 島根県立古代出雲歴史博物館
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「機械器具類」、中分類「電気通信機器」又は大分類「文具・事務用機器類」、中分類「情報処理機器」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (4) 島根県税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出した者であって、入札参加資格を有すると古代出雲歴史博物館館長が認めた者であること。
- (6) 本物品の納入について確実に履行でき、島根県内に営業拠点を有すること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒699 - 0701 島根県出雲市大社町杵築東99番地4 島根県立古代出雲歴史博物館
電話 0853 - 53 - 8600 FAX 0853 - 53 - 5350
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
平成18年7月7日から平成18年7月14日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定す

る休日を除く。)の午前9時から午後4時までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札参加資格申請書等の提出期限及び提出先

提出期限：平成18年7月21日(金)午後4時

提出場所：上記(1)の場所

提出方法：持参又は簡易書留による郵送(提出期限必着のこと)

(4) 入札及び開札の日時、場所

日 時：平成18年8月1日(火) 午前11時

場 所：島根県出雲市大社町杵築東99番地4

島根県立古代出雲歴史博物館 2階会議室

その他：郵便、FAX、電話その他による入札は認めない

4 その他

(1) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の100分の5以上を入札時までに入札すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 再度入札

再度入札は2回まで行うものとする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 契約の停止等

島根県立古代出雲歴史博物館館長に提出する申請書等の書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第5号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第18条第1項の規定に基づき、平成18年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び職員(資格免許職)採用試験を次のとおり実施する。

平成18年7月7日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成18年8月7日(月)~同年9月1日(金)

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(日曜日及び土曜日を除く。)。郵送による場合は、9月1日までの消

印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、8月25日(金)午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	試験区分	採用予定人員	職務内容
高校卒業程度	一般事務	2名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事
	土木	1名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画等に関する計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事
	学校事務A・B (出雲地区)	A 3名	島根県教育庁松江教育事務所及び出雲教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
		B 2名	
	学校事務A・B (石見地区)	A 2名	島根県教育庁浜田教育事務所及び益田教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
B 1名			
警察事務	1名	島根県警察の諸機関に勤務し、警察事務に従事	
資格免許職	精神保健福祉士	3名	県立病院又は保健所等に勤務し、専門的業務に従事
	臨床検査技師	1名	
	診療放射線技師	4名	
	理学療法士	1名	
	作業療法士	3名	
	歯科衛生士	1名	
	保健師	1名	保健所等に勤務し、専門的業務に従事
	助産師	4名	県立病院等に勤務し、専門的業務に従事
	看護師	49名	
	司書	1名	県立高校又は県立図書館等に勤務し、専門的業務に従事
	学校栄養士	3名	島根県内の小・中学校に勤務し、専門的業務に従事

- (注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。
 2 申込受付後の試験区分の変更は認めない。
 3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、学歴、資格等

試験の種類 又は試験区分	年 齢 ・ 資 格 等
高校卒業程度 (学校事務Aを除く)	昭和60年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者
高校卒業程度 (学校事務A)	昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者
精神保健福祉士	昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者で、精神保健福祉士の資格を有するもの又は平成19年3月末までに行われる国家試験により当該資格を取得する見込みのもの
臨床検査技師	昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、臨床検査技師の免許を有するもの又は平成19年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの

診療放射線技師	昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、診療放射線技師の免許を有するもの又は平成19年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
理学療法士	昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、理学療法士の免許を有するもの又は平成19年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
作業療法士	昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、作業療法士の免許を有するもの又は平成19年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
歯科衛生士	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、歯科衛生士の免許を有するもの又は平成19年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
保健師	昭和52年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は平成19年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
助産師	昭和52年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、助産師の免許を有するもの又は平成19年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
看護師	昭和53年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、看護師の免許を有するもの又は平成19年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
司書	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、司書の資格を有するもの又は平成19年3月末までに当該資格を取得する見込みのもの
学校栄養士	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許を有するもの又は平成19年3月末までに当該免許を取得する見込みのもの

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者（試験区分「学校事務」、「精神保健福祉士」、「臨床検査技師」、「診療放射線技師」、「理学療法士」、「作業療法士」、「歯科衛生士」、「保健師」、「助産師」、「看護師」、「司書」及び「学校栄養士」を除く。）
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場		合 格 発 表
第1次試験	平成18年9月24日（日）	松江市	島根女子短期大学 （松江市浜乃木）	10月5日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者（棄権者を除く。）に結果を通知する。
	受付時間 8：30～9：00	浜田市	島根県浜田合同庁舎 （浜田市片庭町）	
	試験時間 9：30～15：00	隠岐の島町	島根県隠岐合同庁舎 （隠岐郡隠岐の島町）	
第2次試験	10月下旬に松江市で実施する予定（第一次試験合格通知の際に通知する。）			11月28日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者（棄権者を除く。）に結果を通知する。

5 試験の種目、配点及び内容

区分	試験の種類	試験種目 及び配点	試験区分	内 容
第 1 次 試 験	高校卒業程 度	教養試験（300点・ 土木は150点）	全試験区分	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による 高校卒業程度の筆記試験
		専門試験（150点）	土 木	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験
	資格免許職	教養試験（120点）	全試験区分	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による 短大卒業程度の筆記試験
		専門試験（180点）		専門的な知識及び能力について、択一式又は択一式及び記 述式による筆記試験
第 2 次 試 験	高校卒業程 度及び資格 免許職	面接試験（500点）	全試験区分	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介 書の提出）
		作文試験（200点）		文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
		適性検査		職務遂行に必要な適性の検査
		身体検査		職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診 断書の提出）

6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
土 木	数学・物理・情報技術基礎、土木設計、水理、土質力学、測量、土木計画、土木施工
精神保健福祉士	精神医学、精神保健学、精神科リハビリテーション学、精神保健福祉論、社会福祉原論、社会保 障論、公的扶助論、地域福祉論、精神保健福祉援助技術、医学一般、心理学、社会学及び法学
臨床検査技師	公衆衛生学、臨床検査総論（情報科学を含む。）、生理学、病理学（解剖・組織学を含む。）、 臨床化学（生化学を含む。）、血液学、免疫・血清学、微生物学（医動物学を含む。）
診療放射線技師	放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、診療画像機 器学（医用工学を含む。）、診療画像検査学・エックス線撮影技術学、医用画像情報学（画像工 学を含む。）、核医学検査技術学（放射化学を含む。）、放射線治療技術学、放射線安全管理学
理学療法士	解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテー ション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）、理学療法
作業療法士	解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテー ション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）、作業療法
歯科衛生士	解剖学、生理学、病理学、微生物学・薬理学、口腔衛生学、衛生学・公衆衛生学、栄養指導、歯 科臨床大要、歯科予防処置、歯科診療補助、保健指導等
保 健 師	地域看護学、疫学・保健統計、保健福祉行政論
助 産 師	基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健、助産管理
看 護 師	基礎看護学、在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、公 衆衛生学
司 書	生涯学習概論、図書館概論、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館資料 論、専門資料論、資料組織論、児童サービス論、図書及び図書館史、資料特論、コミュニケー ション論、情報機器論
学 校 栄 養 士	公衆衛生、栄養・臨床栄養、食品・食品衛生、給食管理・調理、栄養指導・教育

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「高卒程度請求」又は「資格免許職請求」と朱書きし、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込みこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「高卒程度申込」又は「資格免許職申込」と朱書きし、配達記録郵便又は簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、平成18年4月1日現在、原則として下の表のとおりである。（新設の精神保健福祉士については大学卒22歳で170,200円（減額前）を予定。）このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

なお、給与については、本県の財政事情により、現在、一定割合の減額措置を実施している。

試験区分	学歴	年齢	初任給月額（減額前）
高校卒業程度	高校卒	18歳	138,400円
臨床検査技師 診療放射線技師 理学療法士 作業療法士	短大3卒	21歳	165,000円
歯科衛生士	短大卒	20歳	154,200円
保健師 助産師	大学卒	22歳	196,000円
看護師	短大3卒	21歳	186,700円
司書	短大2卒	20歳	151,000円
学校栄養士	短大卒	20歳	154,200円

島根県人事委員会告示第6号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定に基づき、平成18年度島根県職員（経験者（看護師））採用試験を次のとおり実施する。

平成18年7月7日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

1 受付期間

平成18年8月7日（月）～同年9月1日（金）

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）。郵送による場合は、9月1日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、8月25日（金）午後5時までに到着したものに限り受

け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用予定人員	職 務 内 容
5 名	県立病院等に勤務し専門的業務に従事

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、資格等

昭和41年 4 月 2 日から昭和53年 4 月 1 日までに生まれた者で、看護師免許取得後の看護業務経験が 5 年以上ある者
(平成19年 3 月末までに 5 年に達する者を含む。)

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 成年被後見人又は被保佐人(経過措置による準禁治産者を含む。)
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

日 時	試験地及び試験場		合 格 発 表
平成18年 9 月24日(日) ～ 9 月26日(火) 受付時間 8 : 30 ~ 9 : 00 試験開始時間 9 : 30	松 江 市	9 月24日 島根女子短期大学(松江市浜乃木) 9 月25日～26日 島根県職員会館(松江市内中原町)	10月17日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する。

5 試験の種目、配点及び内容

試験種目及び配点	内 容
教養試験(20点)	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による筆記試験
専門試験(30点)	専門的な知識及び能力について、択一式又は択一式と記述式による筆記試験
作文試験(50点)	職務を通じて培った知識・能力、文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
面接試験(100点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に経歴等調書の提出)
適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査(健康診断書の提出)

6 受験手続

(1) 申込書の交付

- ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁 1 階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。
- イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「経験者(看護師)請求」と朱書きし、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形 2 号)を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込みこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「経験者(看護師)申

込」と朱書き、配達記録郵便又は簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 看護業務経験について平成19年3月末までに5年に達することができなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は、採用される資格を失う。

8 給与

初任給は、経歴に応じて決定する。このほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

なお、給与については、本県の財政事情により、現在、一定割合の減額措置を実施している。

初任給の例（平成18年4月1日現在）

学 歴	年 齢	初任給月額（減額前）
短大3卒	29歳	240,000円

3年制の短期大学卒業後に免許を取得し、8年の業務経験がある場合。

島根県人事委員会告示第7号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定に基づき、平成18年度島根県及び警視庁警察官採用高校卒業程度共同試験を次のとおり実施する。

平成18年7月7日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成18年7月10日（月）から同年8月4日（金）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。郵送による場合は、8月4日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、7月28日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員		職 務 内 容
男 性	島根県	16名	島根県警察本部又は県内の警察署（警視庁については、警視庁又は東京都内の警察署）に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持。
	警視庁	5名	
女 性	3名		

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、性別及び学歴

年 齢 ・ 性 別 ・ 学 歴
昭和51年4月2日から平成元年4月1日（警視庁については、昭和51年9月19日から平成元年4月1日）までに生まれた者。（警視庁については、男性に限る。）ただし、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者及び平成19年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県（警視庁については東京都）の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場		合 格 発 表
第 1 次 試験	平成18年 9 月17日（日） 受付時間 9 時00分～ 9 時10分	松江市	島根県職員会館 （松江市中中原町）	10月 5 日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員（棄権者を除く。）に試験の結果を通知する。（警視庁警察官採用試験合格者については、別途警視庁から直接本人に通知される。）
	試験時間（予定） 9 時30分～17時	浜田市	島根県立浜田高等学校 （浜田市黒川町）	
		隠岐の島町	隠岐島文化会館 （隠岐郡隠岐の島町）	
第 2 次 試験	島根県	11月上旬に松江市で実施する予定（第 1 次試験合格通知の際に通知する。）		11月28日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員（棄権者を除く。）に試験の結果を通知する。
	警視庁	警視庁から直接合格者に通知する。		

5 試験の種目及び内容

区分	試験種目	内 容		
第 1 次 試験	教養試験（180点）	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験		
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査 なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。		
		<table border="1"> <tr> <td>男 性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上（警視庁はおおむね48キログラム以上） ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上（警視庁は基準なし） ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上（警視庁については、両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は両眼とも裸眼視力がおおむね0.1以上で矯正視力が1.0以上） ・色 覚 正常であること。 ・聴 力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。（警視庁は基準なし） </td> </tr> <tr> <td>女 性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね155センチメートル以上 ・体 重 おおむね45キログラム以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 正常であること。 ・聴 力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 </td> </tr> </table>	男 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上（警視庁はおおむね48キログラム以上） ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上（警視庁は基準なし） ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上（警視庁については、両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は両眼とも裸眼視力がおおむね0.1以上で矯正視力が1.0以上） ・色 覚 正常であること。 ・聴 力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。（警視庁は基準なし）
男 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上（警視庁はおおむね48キログラム以上） ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上（警視庁は基準なし） ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上（警視庁については、両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は両眼とも裸眼視力がおおむね0.1以上で矯正視力が1.0以上） ・色 覚 正常であること。 ・聴 力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。（警視庁は基準なし） 			
女 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね155センチメートル以上 ・体 重 おおむね45キログラム以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 正常であること。 ・聴 力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 			

第2次試験	体力検査(90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立て伏せ、立ち幅跳び、上体起こし、時間往復走を行うが、一定基準を満たさない者は不合格とする。
	特技加点(30点)	別欄に掲げる対象特技(英語、柔道、剣道)の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。
	面接試験(500点)	人物並びに警察官としての職務遂行能力をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出)
	作文試験(200点)	文章による表現力、思考力等の試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについての検査(健康診断書の提出)

(注)上記配点については、島根県で実施する内容である。

別欄

対象特技	英語	
	ア 実用英語技能検定(英検)	準2級以上
	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL PBT	447点以上
	CBT	130点以上
エ 国際連合公用語英語検定(国連英検)	D級以上	
	柔道	初段以上(講道館認定)
	剣道	初段以上(全日本剣道連盟認定)
確認方法	対象特技を証明する書類(合格証・段位証書等)の原本とその写し(A4判)を第1次試験受付時に提出する。 次の各号のいずれかに該当する場合は加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、県内各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込みこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「警察官申込」と朱書し、配達記録郵便又は簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、島根県の警察官採用候補者名簿(警視庁については、東京都の警察官採用候補者名簿)に登載され、任命権者(島根県警察本部長。警視庁については、警視總監)からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

- (2) 3 の受験資格を満たさない場合は、採用候補者名簿に登載されても採用される資格を失う。
- (3) 採用後は、巡査に任命され、島根県の警察学校（警視庁については、東京都の警察学校）に入校し、10か月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の警察署（警視庁については警視庁又は東京都内の警察署）に配置される。

8 給与

初任給は、島根県警察官の場合、平成18年 4 月 1 日現在、高校卒18歳で月額162,800円で、このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。（高校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）

なお、給与については本県の財政事情により、現在、一定割合の減額措置を実施している。

9 その他

受験申込みに当たっては、島根県のみ志望又は島根県及び警視庁を志望のいずれかを選択すること。警視庁のみを志望することはできない。

島根県及び警視庁を志望する者のうち、島根県で第 1 次試験に合格した者は、警視庁への志望は考慮されない。

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により島根県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第 8 に基づき、次のとおり公示する。

平成18年 7 月 7 日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 池ノ内 祐 司

1 試験期日

平成18年11月12日（日）午後 1 時から午後 4 時まで

2 試験場所

くにびきメッセ 松江市学園南 1 2 1

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し 必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成18年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連 する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

商法については、平成18年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題するが、会社法（平成17年法律第86号）により実質的な改正が行われた部分については、原則出題しないものとする。

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込

ア 受付期間

平成18年8月7日(月)から9月8日(金)まで

イ 受付場所

(財)行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送すること(あて先は印刷済み)。9月8日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書一式(配布場所については、オを参照すること。)

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

㊦ 郵送配布

配布期間 平成18年8月7日(月)から9月8日(金)まで

郵送を希望する場合は、表に「行政書士試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封の上、下記あて先まで郵便で請求すること(8月31日必着のこと)。

名称 (財)行政書士試験研究センター

住所 〒100-8879 東京中央郵便局留

(注)郵送による場合は、郵送に要する日数(1週間程度)に注意すること。

㊧ 窓口配布

a 配布期間 平成18年8月7日(月)から9月8日(金)まで

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

b 配布場所

(a) 島根県総務部総務課、島根県庁1階受付、島根県庁県民室、島根県県政情報センター、島根県隠岐支庁県民局、各県民センター、県民センター各事務所又は西部県民センター県央事務所川本駐在

配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(b) 島根県行政書士会(松江市殿町2)

配布時間 午前9時から午後5時まで

(2) インターネットによる受験申込

ア 受験申込画面への入力

(財)行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項をみれなく入力すること。

イ 受験手数料の払込

a 受験手数料(7,000円)の払込みはクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなる。

b 利用できるクレジットカード

(a) V I S A

(b) M a s t e r

(c) U C

c 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間

平成18年8月7日(月)から9月8日(金)午後5時まで

この出願システムは、9月8日(金)午後5時で終了する。接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

最終日(9月8日)は混雑が予想されるため、余裕を持って申し込むこと。

(3) 問合せ先

(財)行政書士試験研究センター

電話番号 03 - 5251 - 5600

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある者は、障害の状況により必要な措置を講ずることがあるので、受験申込みに先立って必ず問合せ先へ相談すること。平成18年度から、全盲等重度の視覚障害のある者にも対応できるよう点字試験を導入する。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成19年1月29日(月)午前9時

(2) 方法

(財)行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、(財)行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載する。

なお、試験地が島根県である受験者については、島根県報及び県庁前掲示板にも合格者の受験番号を公示する。

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第31条の規定に基づき、島根県知事の委任に係る平成18年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施するので、高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則(昭和41年通商産業省令第54号)第11条の規定により公示する。

平成18年7月7日

高圧ガス保安協会会長 大 角 恒 生

1 試験の種類

乙種化学責任者試験

乙種機械責任者試験

丙種化学責任者試験(液石)

丙種化学責任者試験(特別)

第二種冷凍機械責任者試験

第三種冷凍機械責任者試験

第一種販売主任者試験

第二種販売主任者試験

2 試験日時

平成18年11月12日(日)午前9時30分から

3 試験地

松江市及び江津市

4 受験資格

年齢、学歴、経験に関係なく誰でも受験できる。

5 合格基準

合格基準点は、各科目とも満点の60パーセント程度とする。

6 受験願書(案内)常置場所及び提出先

(1) 電子申請

平成18年7月18日(火)から高圧ガス保安協会ホームページ掲載(<http://www.khk.or.jp>)

(2) 書面受付

平成18年7月18日(火)から下記の試験事務所で無料配布

松江市千鳥町15番地 コープビル1F

社団法人島根県エルピーガス協会内 島根県試験事務所

TEL 0852 - 21 - 9716 FAX 0852 - 27 - 8050

(受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。)

7 受験願書受付期間および受付方法

(1) 電子受付

平成18年8月28日(月)午前10時から9月10日(日)午後5時まで

高圧ガス保安協会ホームページで受け付ける。(<http://www.khk.or.jp>)

受付開始時刻は、受付開始日の午前10時から、受付期間中24時間受け付ける。ただし、受付終了日の9月10日(日)は、午後5時まで

(2) 書面受付

平成18年8月28日(月)から9月8日(金)まで

島根県試験事務所で、郵送または直接受け付ける。

(郵送による場合は、9月8日までの消印があるもの(料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するもの)にあつては、受付期間内に到着したもの)に限り受け付ける。

ただし、全科目免除に該当する者は、試験の種類に関係なくすべて高圧ガス保安協会試験センターに提出)

8 受験手数料

試 験 の 種 類	受 験 手 数 料	
	電子受付	書面受付
乙種化学責任者試験、乙種機械責任者試験及び第二種冷凍機械責任者試験	9,500円	10,000円
丙種化学責任者試験及び第三種冷凍機械責任者試験	8,900円	9,400円
第一種販売主任者試験	8,000円	8,500円
第二種販売主任者試験	6,200円	6,700円

9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付のうえ持参すること。受験票を持参しなかった場合、または受験票に写真を貼付していない場合は、受験できないものとする。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第38条の6第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る平成18年度液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施するので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)第104条第4項の規定により公示する。

平成18年7月7日

高圧ガス保安協会会長 大角 恒 生

1 試験の種類

液化石油ガス設備士試験

2 試験日時

筆記試験 平成18年11月12日(日) 午前 9 時30分から

技能試験 平成18年11月26日(日) 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験日時欄に記載された時間

3 試験地

筆記試験 松江市及び江津市

技能試験 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験日時欄に記載された場所

4 受験資格

年齢、学歴、経験に関係なく誰でも受験できる。

5 合格基準

合格基準点は、筆記(各科目)・技能試験とも、それぞれ満点の60パーセント程度とする。

6 受験願書(案内)の常置場所及び提出先

(1) 電子受付：平成18年 7 月18日(火)から高圧ガス保安協会のホームページ掲載(<http://www.khk.or.jp>)

(2) 書面受付：平成18年 7 月18日(火)から下記の試験事務所で無料配布

松江市千鳥町15番地 コープビル1F

社団法人島根県エルピーガス協会内 島根県試験事務所

TEL 0852 - 21 - 9716 FAX 0852 - 27 - 8050

(受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。)

7 受験願書受付期間および受付方法

(1) 電子受付：平成18年 8 月28日(月)午前10時から 9 月10日(日)午後 5 時まで

高圧ガス保安協会ホームページで受け付ける。(<http://www.khk.or.jp>)

受付開始時刻は、受付開始日の午前10時から、受付期間中24時間受け付ける。ただし、受付終了日の 9 月10日(日)は、午後 5 時まで

(2) 書面受付：平成18年 8 月28日(月)から 9 月8日(金)まで

島根県試験事務所で、郵送または直接受け付ける。

(郵送による場合は、9 月 8 日までの消印があるもの(料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するものにあつては、受付期間内に到着したもの)に限り受け付ける。

8 受験手数料

(1) 電子受付 22,500円

(2) 書面受付 23,000円

9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付のうえ持参すること。受験票を持参しなかった場合、または受験票に写真を貼付していない場合は、受験できないものとする。

